

知事コメント (差止訴訟等第一審判決)

本日、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差止請求事件の判決が、那覇地方裁判所において言い渡され、県が求めた差止請求及び確認請求のいずれも却下するとの判断が示されたとの報告を受けました。

今回の訴訟は、辺野古新基地建設そのものの賛否を問う訴訟ではなく、辺野古新基地建設に係る行政手続の一つに関する訴訟であります。判決では、知事の岩礁破碎等許可が不要であるとか、工事施行海域の漁業権が変更されたといった判断は、一切なされておられません。

裁判所が、今回の訴訟を裁判所の審理対象ではないとして、県の訴えを却下したことは、言い換えれば、許可権限を有する行政の責任において対応すべき案件であることが判示されたものと考えております。

沖縄県では、沖縄の貴重な水産資源の保護培養等を図るため、これまで水産庁からの技術的助言等を踏まえながら、沖縄県漁業調整規則第39条に規定された岩礁破碎等許可制度を適切に運用し、実績を積み重ねてきたところです。

沖縄県における行政実務として、いわゆる漁業権の一部放棄が漁業協同組合の総会で議決されたことをもって漁業権が消滅するとされたことはなく、当然、岩礁破碎等許可を不要とする取り扱いも行っておりません。

このため、法的に求められる手続は当然行われるべきものであること等について、私も自ら意見陳述を行い、県の訴えを裁判所に主張してまいりました。

また、漁業権の放棄と変更に関する争点について、県は3回にわたり、漁業権に関する国の見解を明確にするため、求釈明を申し立てました。

しかしながら、国は、県の求釈明事項に回答する必要はないとの見解を示し、裁判所も国に対して、求釈明に応じるよう指示することはありませんでした。

国は、本件訴訟において、従来の漁業権に関する解釈を一変させた理由を全く説明することなく、裁判所の審理対象でないため却下されるべきとの主張に終始し、裁判所もこれを追認したものであります。

県としては、本件の最大の問題点である漁業権に関する審理が全くなされないまま結審され、却下との判断が示されたことは残念であります。

繰り返しになりますが、今回の判決では、知事の岩礁破碎等許可が不要であるとか、工事施行海域の漁業権が変更されたといった判断は、一切なされておられません。

また、この訴訟により、辺野古新基地建設そのものの賛否が決まるものでは決してありません。

私としては、漁業権に関する審理が全くなされないまま示された今回の判決は納得できるものではなく、控訴したいと考えているところでありますが、正式な訴訟方針については、米国出張から帰任後、判決文を精査した上で、最終的に決定したいと考えております。

平成30年3月13日
沖縄県知事 翁長 雄志